

職員の懲戒処分について

1 被処分者

- (1) 氏 名
- (2) 所属・職種 自動車部西賀茂営業所・運転士
- (3) 年齢・性別 55歳・男性
- (4) 採用年月日 平成5年4月17日（勤続28年）

2 処分

「京都市交通局職員の懲戒処分に関する指針」に基づき、令和4年3月2日（水）付けで懲戒免職処分を発令しました。

3 事案概要

交通局では、安全運行や接遇向上等を目的に、全運転士のドライブレコーダー映像の確認を定期的に行っていますが、本事案は、その点検作業において被処分者の不正行為を発見したものです。

被処分者は、令和4年2月11日（金・祝）の乗務において、停留所で降車されるお客様が大人5人分の運賃をまとめて支払いたいと1,150円を差し出されたところ、硬貨150円は運賃箱に投入させた一方、千円札は手で受け取って、乗務かばんに入れ、その後、制服のポケットに移し着服しました。

さらに、当局のドライブレコーダーに残っていた記録映像を調査したところ、2月11日（金・祝）、12日（土）、16日（水）及び17日（木）の4日間において、合計5回、お客様が乗車される前の車内で喫煙（電子タバコ）していることを確認しました。

4 事実経過

令和4年2月18日（金）

13時30分頃、西賀茂営業所副所長が、定期的なドライブレコーダー映像点検作業において被処分者の映像を確認していたところ、2月11日（金・祝）

1号系統、北大路バスターミナル停留所（15時56分）において、降車されるお客様が大人5人分の運賃をまとめて支払いたいと1,150円を差し出されたところ、硬貨150円は運賃箱に投入させた一方、千円札は手で受け取って、乗務かばんに入れるという不審な動きを確認しました。

さらに、同日（2月11日）の他の乗務のドライブレコーダー映像を確認していたところ、4号系統、京都駅前停留所（20時23分）で時間調整中、車内で

喫煙していることを確認しました。

14時頃に出勤してきた被処分者に所長及び副所長が事実確認したところ、お客様の降車をスムーズに行うため、千円札を手で受け取り、後で入金処理をしようと思っていたが、運行終了後、つい魔がさしてしまい、手受けした千円札を乗務かばんから制服のポケットに移し着用したこと、車内で喫煙したことを自供したため、自宅謹慎を命じました。

2月19日(土)～20日(日)

ドライブレコーダー映像の保存可能期間は、運行回数にもよりますが概ね4日間から7日間程度であり、被処分者が乗務するドライブレコーダー映像のうち、記録が残っていた2月10日(木)～17日(木)の映像を確認したところ、運賃着服の事実は、2月11日(金・祝)の北大路バスターミナル停留所(15時56分)以外には確認できなかったものの、車内喫煙については、他にも2月11日(金・祝)1号系統、西賀茂車庫(17時33分)、12日(土)37号系統、西賀茂車庫(16時49分)、16日(水)4号系統、京都駅前停留所(21時22分)、17日(木)12号系統、衣笠操車場(14時19分)において、いずれもお客様が乗車される前の車内で喫煙(電子タバコ)していることを確認しました。

2月21日(月)

サービス監察部門による事情聴取を行いました。被処分者の供述内容は、以下のとおりです。

- ・ 2月11日に運賃千円を着服した。着服は今回だけである。
- ・ 運賃手受けについては、運賃箱が故障したときなどのやむを得ない場合を除き、禁止であることは理解していたが、お客様の降車をスムーズに行うため運賃を手で受け取り、後で入金処理をしようと思っていたが、つい魔がさして着用をしてしまった。
- ・ 2月11日、12日、16日及び17日の4日間、合計5回、車内で喫煙した。喉の調子が悪く、喉のケアのつもりでメンソールの電子タバコを吸っていた。
- ・ やってはいけないことをしてしまった。迷惑をかけて申し訳ない。

2月28日(月)

被処分者が着用した千円を返還しました。

3月2日(水)

被処分者に懲戒免職処分を発令しました。

5 警察当局への告発

刑事告発に向けて警察当局と協議を進めております。

6 再発防止等

(1) 交通局全職員に対する危機感の共有と服務規律の徹底

- 3月2日に「きょうかん推進委員会」を開催し、管理者から今一度、全ての職員が強い危機感と緊張感を持って業務遂行に当たり、公務員倫理と法令遵守を徹底するよう厳命し、管理者名での通達を発出しました。また同日、委託先営業所を含めた全営業所長が出席する「全市バス安全運行推進会議」を緊急開催し、事案の周知と法令遵守の徹底を指示しました。
- また、二度と同様の事案を発生させないよう、現在、全運転士に対して「京都市職員の倫理を確立するための行動規範」(下図参照)を一人ひとりに直接手渡し、強い危機感及び緊張感を持って業務遂行するよう指導を徹底しています。
- 加えて、3月22日から始まる入局2年未満の運転士に対して行う研修のほか、来年度実施する全運転士を対象とした所属研修において、今回の事案を題材とし、運転士同士で原因分析や再発防止を議論するなど、意識の高揚に努めます。

(2) チェック体制の強化

- 服務管理を徹底する観点からも、現在、全運転士を対象に年1回実施しているドライブレコーダー映像の確認を継続しつつ、加えて、令和4年6月までを確認強化期間とし、この期間に更に1回(年間計2回)、全運転士のドライブレコーダー映像を確認します。
- 他の運転士が法令、ルールに則って業務を遂行しているかを確認するため、令和4年3月1日から4月30日まで、自動車部役付職員が実施している終点及び主要停留所での立地調査の回数を倍増し、運賃手受けや車内喫煙といった違反行為がないか確認します。

(参考)

京都市職員の倫理を確立するための行動規範 (京都市職員倫理憲章)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1. 公私にわたり、高い倫理観を持って、行動します。1. 市民の目線に立って、仕事に全力投球します。1. 法令等を遵守し、不正を許さず、公正に仕事をします。1. 情報を市民に分かりやすく伝え、説明は丁寧に行います。1. 自己研鑽に励み、絶えず改革に取り組みます。 |
|---|